○三芳町暴力団排除条例

平成25年３月25日

条例第３号

（目的）

第１条　この条例は、三芳町（以下「町」という。）における暴力団を排除するための活動（以下「暴力団排除活動」という。）の推進に関し、基本理念を定め、町、住民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本的事項を定めることにより、住民生活の安全と平穏を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。次号において「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(3)　住民　町内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

(4)　事業者　町内において、事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う個人、法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第３条　暴力団排除活動は、暴力団が住民生活及び社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、町、埼玉県（以下「県」という。）並びに住民及び事業者（以下「住民等」という。）の連携協力の下に推進されなければならない。

２　何人も、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有す

る者をいう。）と不適切な関係を有しないようにしなければならない。

（適用上の注意）

第４条　この条例の適用に当たっては、住民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（町の責務）

第５条　町は、第３条に定める基本理念（次条第１項及び第７条第１項において「基本理念」という。）にのっとり、住民等の協力を得るとともに、県、町の区域を管轄する警察署（以下「警察署」という。）及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

２　町は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときには、県及び警察署に対し、当該情報を提供するものとする。

（住民の責務）

第６条　住民は、基本理念にのっとり、相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むとともに、町が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　住民は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、町又は警察署に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第７条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業により暴力団を利することとならないよう努めるとともに、町が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、町又は警察署に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（町の事業における措置）

第８条　町は、公共工事その他の事業により暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるものとする。

（住民等に対する支援）

第９条　町は、住民等が相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むことができるよう、住民等に対し情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第10条　町は、住民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動を推進する気運が醸成されるよう、広報及び啓発を行うものとする。

（国及び他の地方公共団体との連携）

第11条　町は、暴力団排除活動の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るものとする。

（生徒の教育等に対する措置）

第12条　町は、町立中学校において、その生徒が暴力団に加入すること及び暴力団員による犯罪の被害を受けることのないようにするための教育が必要に応じて行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。

（委任）

第13条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。